

令和6年度第1回江戸川区行政不服審査会 議事録

- 1 日 時 令和6年4月18日（木）午後2時～午後2時35分
- 2 会 場 入札室
- 3 出席委員 高崎賢一会長、田村裕樹委員、秋山一弘委員
- 4 議 題

(1) 令和6年度諮問第1号（令和4年度審査請求第8号）について

（諮問）江戸川区長

- ・ 審査関係人に対し、口頭意見陳述の申立て、主張書面等の提出ができること及び審査会に提出された主張書面等の閲覧等の求めができることを通知したところ、審査請求人から口頭意見陳述の申立て及び主張書面等の閲覧等の求めがあった。
- ・ 審査会は、行政不服審査法第74条に基づき、審査請求に係る原処分 of 制度や事案の詳細について、処分庁職員に陳述を求めることを決定し、実施した。
- ・ 審査会は、処分庁職員を退室させた後の審議において、審査請求人から申立てのあった口頭意見陳述については指名委員による聴取を実施することを、主張書面等の閲覧等については実施することを決定するとともに、ほかに審査会による追加調査は必要ないと判断した。
- ・ 審査会は、次回も審議を継続することとした。

(2) 令和5年度諮問第2号（令和3年度審査請求第5号）について

（諮問）江戸川区長

- ・ 答申案について審議を行い、審査庁の判断は妥当である旨の答申を行うこととした。

(3) 令和5年度諮問第3号（令和4年度審査請求第1号）について

（諮問）江戸川区長

- ・ 審査関係人に対し、口頭意見陳述の申立て、主張書面等の提出ができること及び審査会に提出された主張書面等の閲覧等の求めができることを通知したが、申出はなかった。
- ・ 審査会は、審査請求人及び実施機関双方の意見を踏まえ、事実関係について十分把握できたと判断し、次回、答申について審議を行うこととした。

(4) 令和5年度諮問第4号（令和4年度審査請求第2号）について

（諮問）江戸川区長

- ・ 審査関係人に対し、口頭意見陳述の申立て、主張書面等の提出ができること及び審査会に提出された主張書面等の閲覧等の求めができることを通知したが、申出はなかった。

- ・ 審査会は、審査請求人及び実施機関双方の意見を踏まえ、事実関係について十分把握できたと判断し、次回、答申について審議を行うこととした。